

公立鳥取環境大学委託生規程

平成24年4月1日
鳥取環境大学規程第86号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立鳥取環境大学学則(以下「学則」という。)第54条の規定に基づき、公立鳥取環境大学(以下「本学」という。)において、官公庁、学校、団体等(以下「官公庁等」という。)に所属する職員が特定の専門事項について研究する委託生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 委託生として本学に入学できる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 官公庁等から特定の専門事項について研究させるために委託された者
- (2) 大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると学長が認めた者

(受入時期及び研究期間)

第3条 委託生の受入の時期は、学期の始めとする。

- 2 委託生の研究期間は、1年以内とする。

(提出書類)

第4条 委託しようとする官公庁等は、別に定める検定料を添え、次の各号に掲げる書類を学長に提出しなければならない。ただし、学長が特別な理由があると認める場合は、検定料を免除することができる。

- (1) 所属長による委託願書(様式第1号)
- (2) 委託生の履歴書
- (3) その他学長が必要と認める書類

(入学の承認)

第5条 委託生の入学は、入試委員会の議を経て、学長が承認する。

(入学手続及び入学許可)

第6条 前条の規定により入学を承認された委託生は、所定の期日までに別に定める入学料を納付し、誓約書(様式第2号)を提出しなければならない。ただし、学長が特別な理由があると認める場合は、入学料を免除することができる。

- 2 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可し、入学許可書(様式第3号)を交付する。

者に対しては、研究の中止を命ずることができる。

(規程の準用)

第 1 5 条 委託生については、この規程に定めるもののほか、学則その他学生に関する規程を準用する。

附 則

この規程は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 7 年規程第 3 2 号)

この規程は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

公立鳥取環境大学学長

様

住 所

機 関 名

所属長職名

所属長氏名

㊟

委 託 願 書

貴学委託生として、下記のとおり研究させたいので許可していただきますようお願いいたします。

記

委託生氏名(フリガナ)	()		
最終卒業学校			
現職			
現在までの職歴			
健康診断受診年月日	年 月 日	健康状態	
研究期間	年 月 日	~	年 月 日
指導教員	職 名		氏 名
研究題目			
備考			

様式第2号(第6条関係)

誓約書

年 月 日

公立鳥取環境大学学長 様

委託生

住 所

氏 名

印

貴学に入学の上は、学則及び諸規程を守りその構成員としての責務を履行することを誓います。

様式第3号(第6条関係)

入 学 許 可 書

様

公立鳥取環境大学委託生として下記のとおり研究することを許可します。

記

研 究 題 目

研 究 期 間 年 月 日 から

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

公立鳥取環境大学学長 様

ふりがな
氏名

印

年 月 日生

委託生研究期間延長願

貴学委託生として、下記のとおり研究期間を延長したいので許可していただきますようお願いいたします。

記

現 職				
許可されている 研究期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
延長を希望する 研究期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
指導教員	職名		氏名	
研究題目				
延長を希望 する理由				
指導教員の所見	氏名 印			
備 考				

様式第5号(第8条関係)

研究継続許可書

様

公立鳥取環境大学委託生として下記のとおり引き続き研究することを許可します。

記

研究題目

研究期間 年 月 日から

年 月 日まで

年 月 日

公立鳥取環境大学学長

様式第6号(第12条関係)

公立鳥取環境大学学長

様

ふりがな
氏名

年 月 日生

研究終了報告書

貴学委託生として、下記のとおり研究を終了しましたので報告します。

記

現 職				
研 究 期 間	年 月 日から			
	年 月 日まで			
指 導 教 員	職 名		氏 名	
研 究 題 目				
指 導 教 員 所 見				
			氏 名	印

研究証明書

氏 名

年 月 日生

上記の者は、公立鳥取環境大学委託生として下記のとおり研究したことを証明します。

記

研究題目

研究期間 年 月 日から

年 月 日まで

年 月 日

公立鳥取環境大学学長